各都道府県除染担当部局(環境担当部局)部局長 殿

環境省水·大気環境局 放射性物質汚染対策担当参事官 (公 印 省 略)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の 事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 の除染関係の説明について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「法」という。)及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号。以下「施行規則」という。)が平成24年1月1日に完全施行されたところである。

その内容については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について」(平成23年12月28日付け環廃企発第111228002号及び環水大総発第111228002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長及び水・大気環境局長通知)において通知されたところであるが、なお、下記の事項に留意の上、法の適切な運用と事故由来放射性物質に汚染された除去土壌等の円滑な処理が図られるようお願いするとともに、必要に応じ、貴管内市町村等に対する周知徹底をお願いする。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく 技術的な助言であることを申し添える。

記

1 土地の関係人等が不明な場合における措置(法第30条及び第38条、施行規則第39条及び第50条関係)

法第30条第5項に基づく意見書の提出については、日本語によることとし、そのことを明確にするため、施行規則第39条第4号に規定するその他必要な事項に含む

内容として、日本語により意見を提出することとする。また、意見の提出先についても、当該事項に含むこととする。

なお、法第38条及び施行規則第50条に基づく場合についても上記と同様の対応をとることとする。

## 2 処分の実施者(法第35条)

法第35条において、除染等の措置等の実施者が定められており、法第36条に基づき、除染実施計画において、「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」が定められることとされている。

また、法第38条において、「第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。」とされており、除染等の措置等は「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」(法第25条第1項)とされていることにつき、留意されたい。

3 除染実施計画の公告について(法第36条第5項、施行規則第47条関係)

法第36条第5項及び施行規則第47条に規定する所定の手段とは、公報への掲載のほか、広報誌への掲載、ウェブサイトへの掲載、掲示板への掲示等、市町村の住民に幅広く周知されるものであるとともに、住民が容易に確認することができるものによって行う。

また、法第36条第4項に基づく環境大臣との協議を了し、同条第5項除染実施計画を策定した場合には、策定した除染実施計画を環境大臣あて送付されたい。

## 4 除染実施計画関係(法第37条第2項、施行規則第48条関係)

- (1)除染実施計画を変更しようとする際、施行規則第48条において定める「対象区域の面積の十パーセント未満の変更」又は「実施する区域の面積の十パーセント未満の変更」に該当する場合であって、今次の除染実施計画の変更を行う前に、既に当該規定に該当することとして環境大臣への協議を行わずに除染実施計画の変更を行っており、かつ、今次の除染実施計画の変更により、協議を行わずに変更した面積の累積が対象区域の面積の10パーセント以上となる場合には、環境大臣への協議を行うことが必要である。
- (2) 施行規則第48条第3号において定める「軽微な変更」とは、除染実施計画において記載する土壌等の除染等の措置の内容が、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱(平成23年12月22日付け環水大総発第111222001号)及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領(平成23年12月22日付け環水大総発第111222002号)等が改正されたことに伴う当該措置の内容を記載した変更を行おうとするものをいう。
- (3)施行規則第48条各号に規定する事項について、軽微な変更に該当することとして環境大臣への協議を経ずに計画を変更した場合、変更後の除染実施計画を環境大臣あて送付することとする。

5 除染実施計画策定前に行われた土壌等の除染の措置に類する行為であって補助金 等の交付を受けたものの実施に伴い発生した土壌等の取扱いについて

除染実施計画策定前に行われた校庭の表土の削取り等土壌等の除染等の措置に類する行為であって、環境省から放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の交付又は福島県から除染対策事業交付金の交付を受けた場合にあっては、それらの措置によって発生した土壌又は廃棄物については、法の規制対象とはならないものの、放射性物質を含むものであることから、法令の規定及び除染関係ガイドライン(平成23年12月 環境省)等に沿って対応することが望ましいこと。

## 6 その他

除染実施計画に従って土壌等の除染等の措置等を実施する際は、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)等の関係法令及び除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等を遵守すること。

## (参考:厚生労働省報道発表資料)

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のための省令の公布及びガイドライン制定

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/josen\_gyoumu/